

第 1 章

総 則

第 1 節 目 的

(目的)

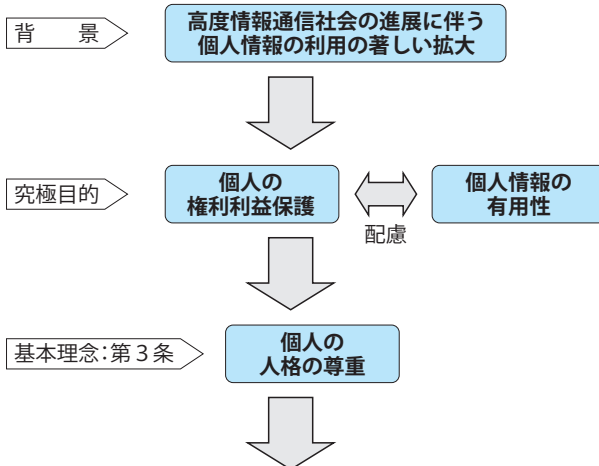
第 1 条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

1 第 1 条の構造

本条は冒頭で、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ」と表現し、個人情報保護法（以下、「法」といいます）が、IT 技術等

■第 1 条の構造 → 法の全体構造



- ・ 国および地方公共団体の責務等を明らかにする規定 (第 2 章)
- ・ 個人情報の保護に関する施策等 (第 3 章)
- ・ 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務 (第 4 章)

の発達により高度情報通信社会が出現したことから個人情報の利用が著しく拡大したことを背景として制定された法律であることを示しています。

末尾の「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」とあるのは、法の究極目的が個人の権利利益の保護であることを示すとともに、他方で、個人情報の有用性にかんがみ、個人の権利保護と個人情報の有用性への配慮の調和の観点から法の各規定が導かれていることを示しています。

2 プライバシー保護と個人情報保護との関係

第1条では、法の究極目的として個人の権利利益の保護を謳っていますが、「プライバシー保護」という文言は出てきません。法がプライバシー保護という文言を明文で規定しなかった理由は、「プライバシー」という概念の多義性・抽象性にあります。すなわち、プライバシー権の内容は、「ひとりで放っておいてもらう権利」「私生活をみだりに公開されない権利」「私事に関する事柄を自ら決定する権利」「自己に関する情報をコントロールする権利」等さまざまな理解の仕方があります。つまりプライバシーの概念は、個人情報と重なる部分はあるにしても、より広くかつ中身が一義的ではないので、法律で一律的に保護することはきわめて難しいのです。これに対して「個人情報」を一律に定義することは、プライバシーと比べれば容易です。そこで法は、個人情報の定義を明確にし、これについて特別な保護を与えるという体裁をとることにしたというわけです。

なお、プライバシー権自体についても、これを侵害した場合は民法上の不法行為責任が発生し得ます。判例でも、「石に泳ぐ魚」事件（最高裁判決平成14年9月24日）、「早稲田大学江沢民講演会」事件（最高裁判決平成15年9月12日民集57巻8号973ページ）等では「プライバシー」の用語が用いられ、保護の対象としています。したがって、プライバシー権自体も、民法、憲法等の一般法で保護されることになります。一般に、個人情報は、広い意味のプライバシーのなかに含まれるといっておよいでしょう。

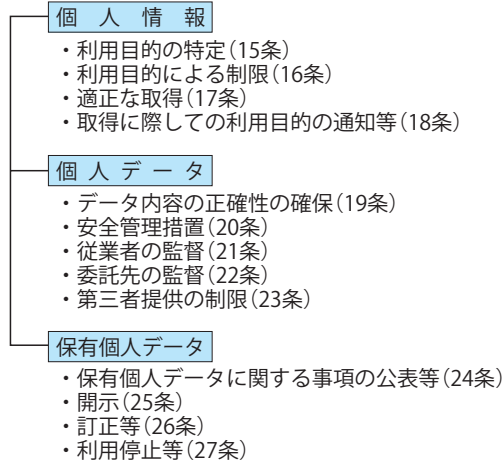
第2節 定義

1 はじめに

法は、2条で本法律で用いられる重要な用語の定義規定を置いています。

ここで特に重要になるのが、「個人情報」（1項）、「個人データ」（4項）および「保有個人データ」（5項）の使い分けです。一見すると同じようなものに思えるかもしれませんが、個人情報取扱事業者に課せられた義務は、右図のように、対象が「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」でそれぞれ異なるので、注意を要します。逆にいえば、これらの区別された効果を達成するための必要性に応じて、それぞれの定義が定められていると言えます。例えば、開示、訂正という効果を達成するために必要な概念が、保有個人データである等です。

■個人情報・個人データ・保有個人データに関する規制の違い



2 個人情報

(定義)

第2条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「個人情報」とは、①生存する、②個人に関する情報であって、③特定の個人を識別することができるもの、のことでです。

まず「個人」に関する情報ですので、対象は自然人に関する情報に限られ、法人やその他の団体に関する情報は、法の保護の対象になりません。ただし、法人やその他の団体の役員、従業員等に関する情報は個人情報にあたります。また、「個人」には、日本国民に限らず、外国人も含まれます。

次に、「生存する」個人に関する情報ですので、死者に関する情報は、原則として個人情報に含まれません。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、その生存する個人に関する情報となります。

「個人に関する情報」とありますが、法は情報の種類によって個人情報にあたるかどうかを区別していません。個人情報には、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を示すすべての情報が含まれ、氏名、性別、生年月日等の個人識別情報に限られません。また、公刊物等によって公にされている情報であっても個人情報にあたり得ます。映像や音声による情報、暗号化されている情報もこれに含まれます。

カッコ書きは「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」も個人情報に含まれるとしています。ここでの「他の情報と容易に照合することができ」とは、通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいいます。したがって、例えば、①他の事業者には通常の業務では行っていない特別な照会をし、当該他の事業者において相当な調査をして初めて回答可能になるような場合、②内部組織間でもシステムの差異があるため技術的に照合が困難な場合等は、これに含まれないと解されます。

(参考：個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン＝以下、「経済産業省ガイドライン」と略す＝2-1-1より)

【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例5) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例6) 雇用管理情報(会社が従業員を評価した情報を含む。)

事例7) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。)

事例8) 官報、電話帳、職員録等で公にされている情報(本人の氏名等)

【個人情報に該当しない事例】

事例1) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)

事例2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@xyzisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)

事例3) 特定の個人を識別することができない統計情報

(参考：「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関するQ & A＝以下、「経済産業分野Q & A」と略す＝より)

Q NO. 3 電話番号だけでも個人情報に該当しますか。

A 電話番号だけでは、基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。

Q NO. 4 個人情報に該当する事例5の「周知の情報を補って認識することにより特

定の個人を識別できる情報」とは何ですか。

A 例えば、「現在の経済産業大臣」とだけあって、氏名がない情報でも、周知の情報を補えば、特定の個人が識別できますので、個人情報に該当します。

Q NO. 7 外国に居住する外国人の個人情報についても、個人情報保護法上の保護の対象になりますか。

A 対象となり得ます。

3 個人情報データベース等

第2条

②この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 1 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 2 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(個人情報データベース等)

法施行令第1条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項第2号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いる等により検索できるように体系的に構成したものです。コンピュータを用いていない紙媒体情報であっても、カルテや指導要録等、一定の規則（例えば 50 音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索できるように、目次、索引、符号等を付していれば個人情報データベースに該当し得ます。

なお、インターネットの検索エンジン自体は、個人情報を体系的に構成したものではなく、個人情報データベース等にはあたらないと解されます。

(参考：経済産業省ガイドライン2-1-2より)

【個人情報データベース等に該当する事例】

事例1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合）

事例2) ユーザー ID とユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル（ユーザー ID を個人情報と関連付けて管理している場合）

事例3) 従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合
事例4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の50音順に整理し、50音順のインデックスを付してファイルしている場合

事例5) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

【個人情報データベース等に該当しない事例】

事例1) 従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合

事例2) アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合

(参考：経済産業分野Q&Aより)

Q NO.17 従業者が業務上使用している携帯電話等の電話帳に氏名と電話番号のデータが登録されている場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。

A 該当します。

Q NO.19 文書作成ソフトで議事録を作成しました。議事録には会議出席者の氏名が記録されており、文書作成ソフトの検索機能を用いれば、特定の個人を検索することが可能です。この議事録は「個人情報データベース等」に該当しますか。

A 文書作成ソフトで作成された議事録は、特定の個人情報を検索することができるように「体系的に構成」されているものとはいえないので、「個人情報データベース等」には該当しないと考えられます。

Q NO.20 防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報は、本人が判別できる映像であれば、「個人情報データベース等」に該当しますか。

A 本人が判別できる映像情報であれば、「個人情報」に該当しますが、特定の個人情報を容易に検索することができるように整理していない限り、「個人情報データベース等」には該当しません。すなわち、記録した日時による検索は可能であっても、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合には、「個人情報データベース等」には該当しません。

4 個人情報取扱事業者

第2条

③この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 国の機関
- 2 地方公共団体
- 3 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 4 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条

第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

- 5 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

(個人情報取扱事業者から除外される者)

法施行令第 2 条

法第 2 条第 3 項第 5 号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去 6 月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者とする。

- 1 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所または居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

- 2 不特定多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

「個人情報取扱事業者」とは、民間部門で、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいいます。

まず、民間部門というのは、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律で定める独立行政法人等、地方独立行政法人法という地方独立行政法人を除くということです。

次に、「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではありません。法人格のない権利能力のない社団や、個人であっても個人情報取扱事業者に該当し得ます。よって、NPO 法人等のように非営利活動を行う法人もこれに含まれます。

ただし、宅配便業者が個人情報データベースに該当する CD-ROM 等を保管・輸送する場合は、個人情報データベースの内容に触れることはないので、保管・輸送行為等については個人情報データベースを事業の用に供しているとはいえません。

また、その取り扱う個人情報の量および利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者も個人情報取扱事業者から除かれます。具体的には、施行令 2 条ではその事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が、過去 6 ヶ月以内のいずれの日においても、5,000 人を超えない者が個人情報取扱事業者から除かれることになっています。

ただし、取り扱う個人の数が5,000人を下回るからといって、法をいっさい無視していいということにはなりません。例えば、厚生労働省の定める医療・介護関係分野ガイドラインでは、5,000人の要件を満たさない小規模事業者でも、同ガイドラインを尊重するよう求めています。

(参考：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン＝以下、「医療・介護関係分野ガイドライン」と略す＝1-3より)

法令上、「個人情報取扱事業者」としての義務等を負うのは医療・介護関係事業者のうち、識別される特定の個人の数合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者（小規模事業者）を除くものとされている。

しかし、医療・介護関係事業者は、個人情報を提供して医療・介護関係事業者からサービスを受ける患者・利用者等から、その規模等によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供が期待されていること、そのため、良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること、また、患者・利用者の立場からは、どの医療・介護関係事業者が法令上の義務を負う個人情報取扱事業者に該当するかが分かりにくいこと等から、本ガイドラインにおいては個人情報取扱事業者としての法令上の義務等を負わない医療・介護関係事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものである。

ここで、5,000人を超えるかどうかの判断は、経済産業省ガイドラインによると、当該事業者の管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計により判断するとされています。ただし、当然ながら、データベースに同一人の個人情報が重複して掲載されている場合は除くものとされています。

(参考：経済産業省ガイドライン2-1-3より)

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。

- ①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。
- ②氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録、弁護士会名簿等）であること。
- ③事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

【特定の個人の数に算入しない事例】

事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号

事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納され